

1万㎡以上の土地取引後は、役場に一声お願いします

国土利用計画法では地価の高騰を抑えたり、乱開発を防ぐために、一定以上の大規模な土地取引には届け出制を設けています。山林などの売買などで1万㎡以上を超える場合は役場総務課までお知らせください。

■届け出が必要な土地は？

届け出が必要な土地取引の規模は①市街地地域（2千平方メートル以上）②①を除く都市計画区域③都市計画区域以外の区域（1万平方メートル以上）——の三つです。

村の場合は①、②はありませんので、③の1万㎡以上の土地が対象で売買、交換、営業譲渡、代物弁償、現物出資、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権、買戻権などで届け出が必要になります。

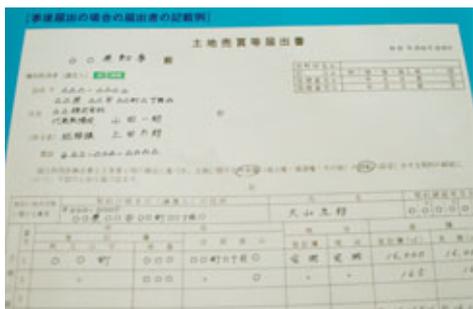
■契約2週間以内に

土地取引の契約（予約を含む）をしたときは、権利取得者（売買の場合であれば買主）は、契約を結んだ日から2週間以内に役場総務課に届

け出をしてください。届け出事項、提出する書類は次のとおりです。

◆**届け出事項**：①契約当事者の氏名・住所②契約締結の日付③土地の所在地と面積④土地に関する権利の種類と内容⑤取得後の土地の利用目的⑥土地に関する権利対価の額提出する書類

◆**提出する書類**：①届出書②土地取引の契約書の写しこれに代わるその他の書類③土



土地売買等届出書の申請用紙

地取引を明らかにした縮尺五万分の一の地形図④土地とその付近の状況を明らかにした図面⑤土地の形状を明らかにした図面（届け出用紙は市町村の国土利用計画法担当窓口（村では総務課）にあります。

■届け出をしないと…

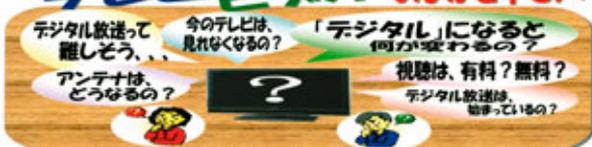
土地取引の契約（予約も含む）をした日から2週間以内に届け出をしなかったり、偽りの届け出をすると6カ月以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

村でも年に数件の1万平方メートルの土地取引がありますが、この届け出制度を知らないことで、何度も役場に出向いてもらったりとか書類の不備などで時間を取らせることがありますので、取引の際は役場総務課にご一報ください。

塗 装

茂石総業 代表 茂石祐次 ☎ 35-2933

「地上デジタル放送」なんでも！おまかせ下さい！



お客様の疑問・御心配にお答えします！

(有)坂下電化センター TEL 35-2138